

平成26年10月8日に制定された核燃料施設等保安検査実施要領について、目次に記載漏れがありましたので、平成27年6月5日に修正をしております。

制定 平成26年10月8日 原規規発第1410083号 原子力規制庁長官決定

核燃料施設等保安検査実施要領について次のように定める。

平成26年10月8日

原子力規制庁

核燃料施設等保安検査実施要領の制定について

原子力規制庁は、核燃料施設等保安検査実施要領を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第120919097号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている加工施設及び再処理施設保安検査実施要領（内規）（平成18・07・06原院第2号（平成18年7月20日原子力安全・保安院制定））、廃棄物埋施設及び廃棄物管理施設の保安検査実施要領（内規）（平成20・04・22原院第8号（平成20年4月30日原子力安全・保安院制定））及び文部科学省より継承されている保安検査実施要領（規共要201（平成18年4月1日原子力規制室長制定））は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成26年10月8日より施行する。

核燃料施設等保安検査実施要領

平成26年10月8日

原子力規制庁

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 保安検査の種類	2
4. 保安検査の期間	2
5. 保安検査の手法	3
6. 保安検査実施方針の策定	3
7. 保安検査計画の作成	3
8. 保安検査実施の通知	4
9. 保安検査計画の変更	4
10. 保安検査の実施	4
11. 違反事項の取扱	4
12. 検査報告の作成	4
13. 原子力規制委員会への報告	5
14. 検査結果の公表	5
15. 年度評価の実施	5

1. 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第5項、第37条第5項、第43条の20第5項、第50条第5項、第51条の18第5項及び第56条の3第5項の規定に基づき、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等（以下「核燃料施設等」という。）を設置した工場若しくは事業所又はそれらに係る事務所（廃止措置計画の認可を受けた核燃料施設等に係るものを除く。）に対する保安規定の遵守状況に関する検査の実施方法について定めたものである。

2. 用語の定義

本実施要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 加工規則

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）をいう。

(2) 試験炉規則

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）をいう。

(3) 貯蔵規則

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）をいう。

(4) 再処理規則

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）をいう。

(5) 第二種埋設規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）をいう。

(6) 廃棄物管理規則

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）をいう。

(7) 核燃料物質使用規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）をいう。

(8) 保安検査

原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の20第5項、第50条第5項、第51条の18第5項及び第56条の3第5項の規定に基

づく検査をいう。

3. 保安検査の種類

年4回実施する保安検査の種類は以下のとおりとする。

(1) 基本検査

加工規則第8条の2第1項、試験炉規則第15条の2第1項、貯蔵規則第38条第1項、再処理規則第17条の2第1項、第二種埋設規則第20条の2第1項、廃棄物管理規則第34条の2第1項及び核燃料物質使用規則第2条の13第1項の規定に基づき、保安規定の遵守状況を確認するため、各核燃料施設等において年4回、定期に行う検査。

(2) 追加検査

加工規則第8条の2第1項、試験炉規則第15条の2第1項、貯蔵規則第38条第1項、再処理規則第17条の2第1項、第二種埋設規則第20条の2第1項、廃棄物管理規則第34条の2第1項及び核燃料物質使用規則第2条の13第1項の規定に基づき、上記の基本検査に加えて、各核燃料施設等において、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する場合に実施する検査。

なお、①は本実施要領11. 違反事項の取扱いに定める判定後、②は原子力規制委員会が判断した後、最初に行う保安検査から加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、第二種廃棄物埋設事業者、廃棄物管理事業者及び核燃料物質の使用者（以下「事業者」と総称する。）の行う改善措置の取組状況に応じて実施することとする。

- ① 本実施要領11. 違反事項の取扱いに定める違反の区分で「監視」以外の判定を行った場合
- ② 原子力規制委員会が、保安検査により事業者の行う改善措置状況等の確認が必要と判断した場合

4. 保安検査の期間

原子力規制事務所（以下「規制事務所」という。）の原子力保安検査官は、本実施要領3. 保安検査の種類に定める保安検査について、1回の検査当たり次表に掲げる期間を標準として実施する。また、追加検査を実施する場合は標準的な検査期間に必要な期間を追加して実施する。

規制事務所の統括原子力保安検査官（以下「統括保安検査官」という。）は、当該核燃料施設等における保安活動の状況等を勘案し、具体的に検査期間を設定するものとする。

核燃料施設等の種類	標準的な検査期間
加工施設	1週間程度
試験研究用等原子炉施設	各施設の特性に応じ1日～4日程度
使用済燃料貯蔵施設	3日程度
再処理施設	2週間程度
廃棄物埋設施設	3日程度 (保全段階にある廃棄物埋設施設については1日程度)
廃棄物管理施設	3日程度
使用施設等	各施設の特性に応じ1日～4日程度

5. 保安検査の手法

保安検査は、検査内容をあらかじめ事業者へ通知しない抜き打ち型手法を積極的に活用し実施する。また、検査においては、プロセス型検査を主体としつつ、補完的に逐条型検査手法を用いて、原則として2年間で保安規定の全ての章（各章においては、検査対象条文を抜き取りで選定する。）の遵守状況を確認する。

(1) プロセス型検査

事業者が実施する保安活動のうち、「ある活動」に着目し、当該活動に係る計画、実施、評価及び改善（P D C A）の一連の過程（プロセス）を確認することにより、この過程で守らなければならない保安規定が遵守されていることを確認する検査。

この際、当該活動を定めた保安規定の条文の要求事項を確認するとともに、該当条文に係る品質保証計画に定める品質保証活動が適切に行われているかを確認する。

(2) 逐条型検査

保安規定の遵守状況を条文単位で確認する検査。

6. 保安検査実施方針の策定

統括保安検査官は、原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び前年度の保安検査の年度評価を踏まえ、担当核燃料施設等の年度の保安検査実施方針を策定する。

7. 保安検査計画の作成

保安検査を適切に実施するため、統括保安検査官は、各回の保安検査前に、

前回までの保安検査の実施結果等を踏まえ、担当核燃料施設等の保安検査計画を作成する。

8. 保安検査実施の通知

保安検査の実施に当たっては、各核燃料施設等を担当する安全規制管理官（以下「担当管理官」という。）は、保安検査開始前に、検査の実施について、担当管理官名で各事業者の代表者に対し通知するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいて公開する。

9. 保安検査計画の変更

統括保安検査官は、保安検査開始後に計画を変更する必要性が生じた場合には、保安検査変更計画書を作成する。また、担当管理官は、変更内容に応じ、変更の旨を担当管理官名で事業者の代表者に通知する。

10. 保安検査の実施

保安検査の実施に際しては、あらかじめ作成した保安検査計画に従い、必要な事項を確認した上で、必要に応じてチェックシートを作成し、当該チェックシートに基づき保安検査を実施する。

11. 違反事項の取扱

保安検査において保安規定違反の疑いのある事象を発見した場合、事業者に対し事実関係を確認する。

確認した事実関係を踏まえ保安規定違反と判断した場合には、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、保安規定違反の区分の判定（当該事象が軽微な違反（以下「監視」という。）に該当するものかどうかの判定をいう。）を行う。

判定の結果、保安規定違反が「監視」に該当しない場合は、原子力規制委員会に報告するとともに、同委員会の判断により、法令に基づく命令や指導文書を発出し、事業者に対し、適切な期間内に再発防止策等を報告するよう求める。

保安規定違反が「監視」に該当する場合は、その後の基本検査において事業者の行う改善措置の状況を確認する。

12. 検査報告の作成

統括保安検査官は、保安検査終了後、保安検査報告書を作成する。

1 3. 原子力規制委員会への報告

担当管理官は、保安検査の実施結果を四半期毎に原子力規制委員会に報告する。なお、報告時期については、報告対象の四半期が終了してから1ヶ月以内を目途に行うものとする。

1 4. 検査結果の公表

(1) 原子力規制委員会ホームページへの掲載

担当管理官は、保安検査の実施結果を原子力規制委員会に報告した後、各核燃料施設等の保安検査報告書を原子力規制委員会ホームページに掲載する。

(2) 事業者に対する通知

担当管理官は、保安検査の実施結果を原子力規制委員会に報告した後、当該四半期内に実施した各核燃料施設等の保安検査報告書を、担当管理官名で事業者の代表者宛て送付する。

1 5. 年度評価の実施

統括保安検査官は、次年度の保安検査実施方針の検討に資するため、年度内に実施した保安検査の結果に加え、保安調査による保安活動の確認結果や事故・トラブル等の発生状況等を踏まえ、担当核燃料施設等毎の保安活動に係る年度評価を実施する。